

沖繩県赤土等流出防止条例関係例規集

平成7年10月

沖繩県文化環境部

沖縄県赤土等流出防止条例をここに公布する。

平成6年10月20日

沖縄県知事 大田 昌秀

沖縄県条例第36号

沖縄県赤土等流出防止条例

本県は、島しょ県であるがゆえに、その歴史と文化、そして日々の県民生活が、海との多様なかかわりのなかで、その限りない恵沢に培われ、育まれてきた。

しかしながら、近年の諸開発に伴う赤土等の流出は、サンゴ礁の美しい海や河川を汚濁して、そこに生息する生物たちの営みに影響を与え、また、自然と私たちとのかけがえのない交流の場を損ないつつあり、今日、有限の地球環境に対する自覚と配慮が強く求められているなかで、新たな局面を迎えている。

私たちは今こそ、我々もまた自然界の一員であるとの認識に立ち返り、日々の生活や行動をとおして、自然との共生の道を模索し、つくり出すことこそが、わが県の将来にわたる繁栄と発展を導くものであり、また、地球にやさしい持続可能な開発を約束するものであることを認識しなければならない。そして、その認識の上に、私たちの先人から引き継がれてきた美しいサンゴ礁の海や、清らかな河川を、かけがえのない人類共通の遺産として、その恩恵が現在及び将来の世代に享受できるように、最善の努力を払う必要がある。

ここに、わが県の恵まれた自然及び生活環境の保全のための新たな取組として、赤土等対策の遠大な事業に県民一体となって着手することを宣明し、その第一歩として赤土等流出防止条例を制定することとする。

(目的)

第1条 この条例は、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

- (1) 赤土等 国頭マージ等すべての土壌（礫及び砂分を除く。）及びこれらに類する土壌母岩の砕屑物をいう。
- (2) 赤土等の流出 赤土等が雨水等によって公共用水域に流出することをいう。
- (3) 事業行為 土地の区画形質を変更する行為をいう。
- (4) 事業現場 事業行為を行う土地の区域をいう。
- (5) 特定事業行為者 千平方メートル以上の一団の土地について事業行為をする者（国その他規則で定める団体（以下「国等」という。）を除く。）をいう。
- (6) 工事施行者 特定事業行為者から事業行為に係る工事を請け負った者（下請契約によって工事を請け負った者を含む。）をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 赤土等流出防止施設 赤土等で汚濁された水を貯留し、赤土等の流出を防止する施設（仮設のものを含む。）をいう。
- (9) 赤土等流出防止装置 赤土等で汚濁された水をろ過する機能を有する装置その他の規則で定める装置等をいう。

（赤土等の流出防止）

第3条 事業行為をする者は、当該事業現場からの赤土等の流出を防止するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（赤土等流出防止施設基準等）

第4条 知事は、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、赤土等流出防止施設に関する基準及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準を規則で定めなければならない。

2 知事は、赤土等流出防止施設に関する基準及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（赤土等流出防止施設の設置義務等）

第5条 特定事業行為者は、当該事業行為を実施するときは、前条第1項の規定

により定められた赤土等流出防止施設に関する基準（以下「施設基準」という。）に適合する赤土等流出防止施設を設置し、かつ同項の規定により定められた赤土等流出防止施設の管理に関する基準（以下「管理基準」という。）により当該施設を管理しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業行為者が、規則で定める事業行為を実施するときは、赤土等流出防止装置であって当該事業現場の状況に照らして知事が相当と認めたものによることができる。

（事業行為の届出）

第 6 条 特定事業行為者は、当該事業行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）事業名
- （3）事業現場の所在地
- （4）事業現場の面積
- （5）事業行為の内容
- （6）赤土等流出防止施設の構造、配置及び管理の方法又は赤土等流出防止装置の種類及び使用の方法
- （7）その他規則で定める事項

（事業現場の面積等の変更の届出）

第 7 条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（氏名の変更等の届出）

第 8 条 第 6 条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業行為の通知）

第 9 条 国等が千平方メートル以上の一団の土地について事業行為をしようとする

るときは、第6条各号に掲げる事項について知事に通知するものとする。

- 2 国等は、前項の規定による通知に係る第6条第4号から第6号までに掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は同条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を知事に通知するものとする。
- 3 知事は、前2項の規定による通知に係る事項について、必要と認めるときは、国等と協議するものとする。
- 4 地方公共団体その他規則で定める団体については、第6条の規定にかかわらず、前3項の規定を準用する。

（計画変更命令）

第10条 知事は、第6条又は第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る赤土等流出防止施設が施設基準に適合しないと認めるとき、若しくはその管理の方法が管理基準に適合しないと認めるとき、又は赤土等流出防止装置による防止対策が十分でないと認めるときは、その届出を受理した日から45日以内に限り、その届出をした者に対し、赤土等流出防止施設若しくはその管理の方法又は赤土等流出防止装置に関する計画の変更を命ずることができる。

（事業行為の実施の制限）

第11条 第6条の規定による届出をした者又は第7条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から45日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る事業行為を実施し、又はその変更の届出に係る事項を実施してはならない。

- 2 知事は、第6条又は第7条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（赤土等流出防止対策責任者等の選任等）

第12条 特定事業行為者は赤土等流出防止対策責任者を、工事施行者は赤土等流出防止管理者をそれぞれ選任しなければならない。

- 2 赤土等流出防止対策責任者及び赤土等流出防止管理者は、赤土等の流出防止対策に関して、作業従事者の指導監督及び規則で定める事項の実施に努めなければならない。

(承継)

第13条 第6条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第6条の規定による届出をした者からその届出に係る事業行為を実施する権利を取得した者は、当該事業行為に係る当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第6条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第14条 知事は、第6条の規定による届出をした者又はその工事施行者が、同条の規定により届け出た事項、第7条の規定により届け出た事項又は第10条の規定により命ぜられた事項に違反して事業行為を実施しているとき、又は工事を施行しているときは、その者に対し、期限を定めて必要な改善を命じ、又は事業行為若しくは工事の一時停止を命ずることができる。

(事業行為の廃止等に伴う措置)

第15条 第6条の規定による届出をした者は、その届出に係る事業行為を廃止し、又は中止しようとする場合には、当該廃止し、又は中止しようとする事業現場からの赤土等の流出を防止するため、規則で定める方法により当該事業現場の状況に照らして適切な措置を講ずるとともに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定により届け出られた措置が当該事業現場の状況に照らして十分でないとき、当該届出をした者に対し、赤土等の流出を防止するための必要な措置を命ずることができる。

(無届けの事業行為の中止命令等)

第16条 知事は、第6条の規定により届出をすべき者が同条に規定する届出をしないで事業行為を実施しているときは、その者に対し、事業行為の中止及び赤土等の流出を防止するための必要な措置を命ずることができる。

(耕作の目的に供される土地の管理等)

第17条 耕作の目的に供される土地(以下「耕作地」という。)を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生じないように周辺部への畦畔^{けい}等の設置、土壌の団粒化の促進等を行い、当該土地の管理に努めなければならない。

2 耕作地の造成等に伴って、沈砂池、砂防ダム等が設置されている場合には、当該施設を管理する者は、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。

(その他の土地の管理)

第18条 耕作地以外の土地(以下「その他の土地」という。)を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生ずるおそれがある場合には、当該土地に芝を植え、砂利を敷く等により当該土地の管理に努めるとともに、赤土等流出防止施設等が設置されている場合には、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。

(耕作地等の管理者に対する指導)

第19条 知事は、耕作地又はその他の土地から著しく赤土等の流出が生じていることを確認した場合には、当該土地を管理する者に対し、赤土等の流出を防止するよう指導することができる。

(立入調査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第6条の規定による届出をした者、第6条の規定により届出をすべき者で同条に規定する届出をしないで事業行為を実施している者若しくはこれらの工事施行者に対し、赤土等流出防止対策状況の報告を求め、又は当該職員に、その者の事業現場若しくは事務所に立ち入り、赤土等流出防止施設、赤土等流出防止装置等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適用除外)

第21条 この条例は、非常災害のために必要な応急措置として行う事業行為については、適用しない。

(総合的施策の策定等)

第22条 知事は、赤土等の流出防止対策に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、赤土等の流出防止対策に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(経過措置)

第24条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第25条 第10条、第14条、第15条第2項又は第16条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第6条、第7条又は第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定に違反した者

(2) 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に事業行為に着手している特定事業行為者及び国等については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日（その日以前に第6条の規定による届出又は第9条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした場合にあっては、その届出又は通知をした日）までの間は、この条例の規定は適用しない。
- 3 前項に規定する特定事業行為者で第6条の規定による届出をしたものについては、第11条の規定は適用せず、第5条の規定は第6条の規定による届出の日から起算して6月を経過する日（その日以前に第5条に規定する赤土等流出防止施設を設置した場合にあっては、その設置をした日）までの間は、適用しない。

沖縄県赤土等流出防止条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成7年10月9日

沖縄県知事 大田 昌秀

沖縄県規則第63号

沖縄県赤土等流出防止条例の施行期日を定める規則

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）の施行期日は、平成7年10月15日とする。

沖縄県赤土等流出防止条例施行規則をここに公布する。

平成7年10月9日

沖縄県知事 大田 昌秀

沖縄県規則第64号

沖縄県赤土等流出防止条例施行規則

（沿革）平成8年4月1日沖縄県規則第49号、平成12年12月26日沖縄県規則第155号、

平成16年3月19日沖縄県規則第15号改正

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める団体）

第2条 条例第2条第5号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本道路公団
- (2) 都市基盤整備公団
- (3) 地域振興整備公団
- (4) 港湾管理者
- (5) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (6) 独立行政法人緑資源機構
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が適当と認めるも

の

(赤土等流出防止装置)

第3条 条例第2条第9号の規則で定める装置等は、発生源対策装置、流出濁水対策装置及び濁水最終処理対策装置とする。

(赤土等流出防止施設基準等)

第4条 条例第4条第1項の赤土等流出防止施設に関する基準（以下「施設基準」という。）及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準（以下「管理基準」という。）は、別表のとおりとする。

(規則で定める事業行為)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める事業行為は、次に掲げる事業行為とする。

- (1) 施設基準に規定する最終沈殿及び放流装置を設置し、又は当該装置を施設基準に規定する締切畦畔^{けいはん}等装置と組み合わせること等によって、施設基準に規定する最低貯留容積を確保することが、技術的その他の理由により著しく不合理な地域における事業行為
- (2) 島尻マージ地域等で雨水等の地下浸透性が顕著なこと等により、赤土等の流出のおそれがないことが明らかな地域における事業行為

(事業行為の届出)

第6条 条例第6条の規定による届出は、事業行為届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第6条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業行為の開始予定年月日及び終了予定年月日
- (2) 事業現場付近の見取図
- (3) 工程表及び最大裸地率調書（第2号様式）
- (4) 3月単位の最大裸地出現時の工事状況平面図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
- (5) しゅん工時の裸地残存状況図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
- (6) 前2号に係る赤土等流出防止対策状況平面図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
- (7) 赤土等流出防止施設の構造図、配置図等の設計図書

- (8) 赤土等流出防止対策責任者の住所及び氏名
- (9) 工事施行者の住所及び氏名並びにその選任する赤土等流出防止管理者の住所及び氏名
- (10) 事業行為に伴って生じ、又は沈殿池等に堆積した赤土等の運搬、除去及び処分に係る計画書
- (11) 第5条第1号の事業行為の認定を受けようとする場合は、その理由書
- (12) 事業行為の完了後に赤土等流出防止施設の残置及び管理を必要とする事業行為にあっては、事業行為の完了後の当該施設の管理に関する計画書
- (13) 水中又は水際での事業行為を行う場合は、当該事業行為に起因する堆積赤土等の除去に関する計画書
- (14) その他特に知事が必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、農業に従事する者又は農業生産法人が3,000平方メートル未満の農地又は採草放牧地の改良又は造成事業を行うときは、条例第6条第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業行為の開始予定年月日及び終了予定年月日
- (2) 事業現場付近の見取図
- (3) しゅん工時の裸地残存状況図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
- (4) 赤土等流出防止対策状況平面図（縮尺は、原則として1,000分の1とする。）
- (5) 事業行為に伴って生じ、又は沈殿池等に堆積した赤土等の運搬、除去及び処分に係る計画書
- (6) 事業行為の完了後の赤土等流出防止施設の管理に関する計画書

4 前2項の規定にかかわらず、第5条第2号の事業行為の認定を受けようとする場合にあっては、条例第6条第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条第2号の事業行為であることを説明する理由書
- (2) 事業行為の開始予定年月日及び終了予定年月日
- (3) 事業現場付近の見取図
- (4) 事業行為に伴って生ずる残土の処分に係る計画書
(事業現場の面積等の変更の届出)

第7条 条例第7条の規定による届出は、事業現場の面積等変更届出書（第3号

様式)により行うものとする。

2 条例第7条ただし書の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第6条第4号の規定により届け出た事業現場の面積の変更が、10パーセント未満で、かつ、1,000平方メートル未満の変更
- (2) 赤土等流出防止施設の工事の実施に関し、現場状況等により通常必要と認められる軽微な変更
- (3) 赤土等の流出防止対策上、変更前以上の効果をあげることが明らかな軽微な変更

(氏名の変更等の届出)

第8条 条例第8条の規定による届出は、氏名変更等届出書(第4号様式)により行うものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第9条第2項の軽微な変更については、第7条第2項各号の規定を準用する。この場合において、第7条第2項第1号中「条例第6条第4号の規定により届け出た」とあるのは「条例第9条第1項の規定により通知した」と読み替えるものとする。

(規則で定める団体)

第10条 条例第9条第4項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県住宅供給公社
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (3) 土地改良区
- (4) 土地区画整理組合
- (5) 財団法人 沖縄県農業開発公社
- (6) 財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が相当と認めるもの

(赤土等流出防止対策責任者等の実施事項)

第11条 条例第12条第2項の規則で定める事項は、別表に規定する管理基準に定めるところによる。

(承継の届出)

第12条 条例第13条第3項の規定による届出は、地位承継届出書(第5号様式)により行うものとする。

(事業行為の廃止等に伴う措置)

第13条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、裸地の緑化を基本として、別表の施設基準及び管理基準の例によるものとする。

2 条例第15条第1項の規定による届出は、事業行為の廃止(中止)届出書(第6号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、第7号様式のとおりとする。

(書類の提出先等)

第15条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本に写し1通を添えて、当該事業現場の地域を管轄する保健所長(当該事業現場の地域が2以上の保健所の管轄区域にわたる場合においては、それぞれの保健所長)を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成7年10月15日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日沖縄県規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日沖縄県規則第155号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日沖縄県規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

第1 施設基準

（赤土等流出防止施設の設置計画の基本）

- 1 赤土等流出防止施設（以下「施設」という。）は、次の各号により計画するものとする。
 - (1) 雨水等の排水系統及び公共用水域への流出経路について、事業現場周辺の現況を十分調査すること。
 - (2) (1)の調査を基に、事業行為区域を、赤土等の流出防止対策が最も合理的かつ効果的になされるように、雨水等の集水域を基本にして工区ごとに分割し、各工区ごとに施設を計画することを原則とする。

（土工事の計画及び実施の基本）

- 2 土工事は、施設による赤土等の流出防止効果が安全かつ最大限に発揮されるように、合理的な事業計画のもとで次の各号により行うものとする。
 - (1) 梅雨期等を極力避けるなど、中長期的気象予報も含めた気象状況へ配慮を行うこと。
 - (2) 裸地の大規模な露出を極力抑制するために、土工事は原則として1工区ごとに行うものとし、1工区の完成後に他の工区に着手すること。ただし、工区間で切盛土量の均衡を取る必要がある場合等にあつては、2工区以上の土工事を同時に行うことができる。
 - (3) 土工事計画の立案及び実施に当たっては、裸地の最小化対策を基本的な配慮事項として、裸地面積に当該裸地の出現日数を乗じた値が常に最小となるよう努めること。
 - (4) 事業行為に伴って生ずる残土は、工区間振替を行うなど、計画的な運土処理により、その発生を最小限にするよう極力努めること。

（法面工の基本）

- 3 法面のこう配は、法面の崩壊に対する安全性を考慮するとともに、表流水による侵食をも考慮し、現場状況に応じて法面小段の設置、増設等により、その対策を十分講ずること。

(施設の構成)

4 施設は、原則として次の装置から構成されるものとする。

- (1)発生源対策装置
- (2)流出濁水対策装置
- (3)濁水最終処理対策装置

(装置の定義)

5 4に掲げる装置の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 発生源対策装置 裸地面を覆い、又は土の物理的安定度若しくは地下浸透性を促進することによって、赤土等の流出を発生源で抑止するための次に掲げる装置をいう。

- ① 表土保全装置（植生、種子吹付け、土壌団粒化剤散布、砂利敷き等を言う。）
- ② 仮表土保全装置（シート、マルチング（敷草等）、アスファルト乳剤散布等をいう。）

(2) 流出濁水対策装置 濁水の流速の減衰、発生源付近における滞留及び地下浸透並びに流出の時間的分散を測り、工事区域外からの雨水等の混入による濁水の増加を防止することによって、赤土等流出源の二次的、連鎖的発生を防止し、流出赤土等の沈降を促進し、又は最終沈殿池での処理量若しくは単位時間当たりの処理量を減少させるための次に掲げる装置をいう。

- ① 流出抑制及び水路装置（小堤装置、水路（承水路、集水路等）装置、柵及び籠装置、逆押し盛土装置等をいう。）
- ② 区域外水等混入防止装置（切り回し水路装置等をいう。）
- ③ 締切畦畔等装置（畦畔、土堰堤等により一定の区域を締め切って、濁水を発生源付近で滞留又は地下浸透させるものをいう。）

(3) 濁水最終処理対策装置 赤土等の流出濁水を貯留又は処理して、自然的又は強制的沈殿及びろ過を行い、その上澄水又はろ過水を公共用水域に放流するための次に掲げる装置をいう。

- ① 最終沈殿及び放流装置（最終沈殿池及びその付帯放流装置をいう。）
- ② 濁水拡散防止装置（水中又は水際で工事を行う場合の矢板締切、汚濁防止フェンス等及びその付帯放流装置をいう。）

(装置に関する基準)

6 5の装置に関する基準については、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 発生源対策装置

① 表土保全装置及び仮表土保全装置

ア 表土保全装置は、工事によって生じた裸地に速やかに施すものとする。ただし、当該裸地面が完成造成面でないときは、法面にあつては仮表土保全装置を速やかに施し、その他の平坦地等にあつては工事によって生じた裸地部分の転圧をその日のうちに施すことで足りるものとする。

イ アの規定にかかわらず、当該裸地面が農作物の栽培に直接供される土地に整形された完成造成面で、かつ、締切畦畔等装置で当該区域を締切った場合は、付表の基準により、マルチングを施すことで足りるものとする。

ウ 工事現場から発生した赤土等を仮置きする場合は、仮表土保全装置を速やかに施すこと。

エ 表土保全装置又は仮表土保全装置を施すに当っては、イに規定する農作物の栽培に直接供される土地以外の土地については、あらかじめ、法面にあつては土羽バケット等で整形及び転圧を行い、その他の裸地面にあつてはローラー等による転圧を行うこと。ただし、雨水の地下浸透が容易な石灰岩地域等で、転圧及び整形が環境保全上その他の理由により不合理な区域については、当該区域を締切畦畔等で締め切ることによって、転圧及び整形に代えることができる。

オ その他発生源対策装置に関する基準等については付表のとおりとする。

② ①の規定にかかわらず、水中又は水際での工事については、濁水最終処理対策装置の②の規定する濁水拡散防止装置を設置することで足りるものとする。

(2) 流出濁水対策装置

① 流出抑制及び水路装置

ア 流出抑制及び水路装置は、小堤装置、水路装置、柵及び籠装置等を現場の状況に応じて適宜組み合わせ、土工事等の進捗に合わせて設置するものとする。小堤装置については、傾斜が2度以下の裸地面にあつては斜面長概ね40メートルにつき1箇所、傾斜が2度を超える裸地面にあつては斜面長概ね30メートルにつき1箇所を、等高線と平行方向に設置することを基本とする。傾斜が3度以上ある裸地については、その増設を行うこととする。

イ 法面工にあつては、法面整形と同時に小堤装置を、法肩又は法尻に、法肩線又は法尻線と平行に適宜設けることを基本とする。法面が小段によって複数の法面から階段式に構成されるときは、整形によって当該装置が設置可能となった小段及び法肩から速やかに設置するものとする。

ウ 車両が通行する現場の裸地面は、運行方向に平行する水路装置側にこう配を適宜つけるものとし、当該裸地面の片側が山腹等に接しているときは、原則として、水路装置及びこう配を山側につけるものとする。

エ 谷部で盛土等を行う現場にあつては、原則として、逆押し盛土工法又は当該工法の趣旨を生かした盛土工法により、土堰堤等を先に築造し、当該現場から発生する濁水が直接流出しないようにするものとする。土堰堤等の築造においては、土堰堤等内の貯留濁水が赤土等を自然沈降させ、暗渠等を通じて土堰堤等外に適正に排水されるものとする。

② 区域外水等混入防止装置 切り回し水路装置等は、土工事区域外の雨水、工事区域内の湧水等の混入による濁水の増加の防止を目的として、土工事に先行して設置しなければならない。

③ 締切畦畔等装置 締切畦畔等装置は、濁水の発生源付近における貯留及び地下浸透が比較的容易な農耕地、小規模造成仮設地、石灰岩地域等で用いるものとする。

④ その他流出濁水対策装置に関する基準等については付表によるものとする。

(3) 濁水最終処理対策装置

① 最終沈殿及び放流装置

ア 最終沈殿及び放流装置は、土工事に先行して設置しなければならない。

イ 当該装置の濁水貯留容積は、土工事による裸地面積1,000平方メートルにつき、150立方メートル以上を確保しなければならない。ただし、表土保全装置を施した区域（播種による緑化区域については、斜面流出防止装置等が施され、又は緑被植物が十分生育することによって、赤土等の流出のおそれがないことが明らかな区域に限る。）で当該区域への降雨が区域外水等混入防止装置によって、工事区域外へ排水されている場合には、当該表土保全装置を施した区域の面積を裸地面積から除外することができる。

ウ イの規定にかかわらず、次の(ア)、(イ)又は(ウ)の場合にはそれによることができる。

(ア) 裸地又は裸地を含む区域を、締切畦畔等装置で締め切り、又は付表の逆押し盛土装置によって凹状区域をつくり出して、当該区域内に濁水を貯留することができる場合などには、当該貯留容積を上記イの最低必要容積に算入することができる。

(イ) 当該装置に、赤土等の濁水をろ過若しくは沈殿促進するために自然素材を利用した装置又は機械的若しくは化学的な装置を付加した場合は、当該処理排水の浮遊物質の量が管理基準を満たす装置能力の範囲で、イの最低必要容積を縮小できる。この場合、施設の容積算定に当たっては2年確率降雨強度によるものとする。

(ウ) その他処理排水が管理基準に規定する浮遊物質の基準を満たす範囲で、当該装置での処理量又は単位時間当たりの処理量を減少させることができる場合は、イの最低必要容積を縮小することができる。この場合、施設の容積算定に当たっては2年確率降雨強度によるものとする。

② 濁水拡散防止装置 濁水拡散防止装置は、水中又は水際での土工事を行うときに設置するものとする。

③ その他濁水最終処理対策装置に関する基準等については付表によるものとする。

第2 管理基準

施設基準に基づいて設置された赤土等流出防止施設は、その機能が十分に確保されるよう次により管理しなければならない。

(濁水の排出基準)

- 1 施設基準の6(3)①最終沈殿及び放流装置(施設基準の6(3)①ウ(ア)の締切畦畔等装置、逆押し盛土装置等によって、赤土等の流出濁水を地下浸透又は滞留させる場合を含む。)に貯留し、又は誘導した濁水は、浮遊物質量200mg/l以下で排出しなければならない。

(濁水の排出及び排出時期)

- 2 1の排出基準による濁水の排出は、当該濁水が自然沈殿等により浮遊物質量200mg/l以下で排出可能な状態に達したときは、これを速やかに行うものとする。

(濁水の排出の特例)

- 3 2にかかわらず、施設基準の6(3)①ウ(ア)により、締切畦畔装置、逆押し盛土装置等による凹状地に濁水を貯留する場合等で、最終的に地下浸透又は埋戻し処理を行うときは、濁水最終処理対策装置の最低必要容積が確保されている限りにおいて、貯留濁水を排出しないことができる。

(浮遊物質量の測定)

- 4 濁水を排出するときは、別紙第1により排出水の浮遊物質量を測定し、記録しなければならない。この場合において、当該測定は、透視度計による簡易計測によることができる。

(降雨時等の見回り点検)

- 5 降雨のおそれがある時及び降雨時にあつては、赤土等流出防止管理者は、赤土等流出防止施設を見回り点検して、その結果を別紙第2に記録するとともに、赤土等流出防止対策責任者に報告するものとする。

(改善措置)

- 6 5の見回り点検において異状が発見されたときは、赤土等流出防止管理者及び赤土等流出防止対策責任者は、直ちにこれを改善するものとする。

(非常時の措置及び報告)

- 7 赤土等流出防止施設が災害により破損したときは、直ちに非常措置を施すとともに、所管保健所に連絡し、かつ、別紙第3により保健所を経由して知事に報告するものとする。

(堆積赤土等の除去)

- 8 施設に堆積した赤土等(濁水拡散防止装置に堆積したものを除く。)は、排水後に速やかに除去するものとする。ただし、締切畦畔装置によって締切った区域及び堰堤と盛土部の間の凹状地に赤土等が堆積した場合等で、施設の機能に支障を生じないことが明らかであるときは、その限りで赤土等の除去をしないことができる。また、濁水拡散防止装置に堆積した赤土等については、知事に提出した計画書に従い、これを除去することとする。

(除去赤土等の処理)

- 9 赤土等流出防止施設から除去した赤土等は、公共用水域の汚濁の原因とならないよう適正に処理しなければならない。

付表

装 置 名		基 準	備 考		
(1)	発 生 源 対 策	ア 播種による緑化	(ア) 草種等は、早期に被覆効果の発現が期待できる植種を選定すること。 (イ) 法面を対象とするときは、種子の斜面流出を防止するための措置を施すこと。 (ウ) その他播種による緑化については、土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等による。	裸地面で早期緑化を必要とする箇所を対象とする。	
		イ 植生工による緑化	(ア) 潮風、土壌条件等に適した工法を用いること。 (イ) その他植生工による緑化については、土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等による。	(ア) 裸地面で自然緑化の回復を図る必要のある箇所を対象とする。 (イ) はぎ取った表土は、使用可能なものについては緑化の基盤材として再生利用すること。	
		ウ 土壌団粒化剤散布	(ア) 土壌団粒化剤は、表土保全の効果及び安全性が信頼性のある試験研究機関等によって確認され、かつ環境に悪影響を与えないものを用いること。 (イ) 種子吹付けについても原則として同時に行うこと。 (ウ) 散布量等については、それぞれの標準仕様書によること。	平坦裸地、切土法面、盛土法面等を対象とする。	
		エ 砂利敷設工	(ア) 砂利、切込碎石等を用いること。 (イ) その他砂利敷設工については、土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等による。	裸地面で緑化などになじまない道路予定地等を対象とする。	
		オ モルタル、コンクリート吹付け、石張、ブロック積み等	土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等による。	(ア) 上記アからエまでの施工が不可能又は不適切な箇所を対象とする。ただし、岩切土面部等で崩落のおそれがなく、かつ、濁水の流出のおそれのないときを除く。 (イ) 原則として、緑化を優先して必要最小限の施工とすること。	
	装 置	②	ア シート被覆工	(ア) 1区域の展開面積は、十分に管理可能な面積とすること。 (イ) シートは、不透水性のものを用いること。	(ア) シート表面の流速が早くなる場合は、流出抑制装置と併用すること。 (イ) シートの押え材料は、土嚢等を用いること。
		表 土 保 全 装 置	イ マルチング(敷草等)	(ア) マルチングの材料は、すすき等の雑草、木の枝葉等の自然素材又は環境保全上支障のない素材を用いること。 (イ) 敷設の厚さは、概ね3cmとする。	(ア) 平坦な農用造成地等を対象とする。 (イ) 強風時及び降雨時の飛散並びに流出防止に配慮し、必要に応じてネットを併用すること。 (ウ) 敷設こう配の限度は、概ね5度とする。
		ウ アスファルト乳剤散布	(ア) アスファルト乳剤は、JIS K 2208の規格に合格したものとすること。 (イ) 法面の乳剤散布は、油脂類が流出しないように、必要に応じて、法尻等で油脂処理すること。 (ウ) その他アスファルト乳剤散布については、土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等による。	散布による対策は1回限りとせず、強雨等により効果が期待できないおそれがあるときは、再度散布するなど十分な配慮を行うこと。	
			(ア) 装置は、原則として土造り又は土嚢積みとする。 (イ) 形状等は、赤土等の流出防止効果が十分あげられるように、現場に応じた適切なものとすること。 (ウ) 仮設道路等で本装置を用いる場合は、車両の通行に支障がないように、運行方向に対して当該装置を斜めにするなど工夫するものとすること。	(ア) 工区全域を対象とする。 (イ) 工区内の表流水の流速低減を主たる目的に設置するものとすること。 (ウ) 当該装置は、横断水路等の水路形式に置き換えることができる。 (エ) 仮設道路等で当該装置を用いる場合は、車両の重量でくぼんだり潰れたりしないように養生すること。 (オ) 末端部には、土砂溜枘を設けて、土砂の沈殿及	

①

流

出 ア 小堤装置

抑

(2)

制

流

及

出

び

水

濁

路

水

装

対

置

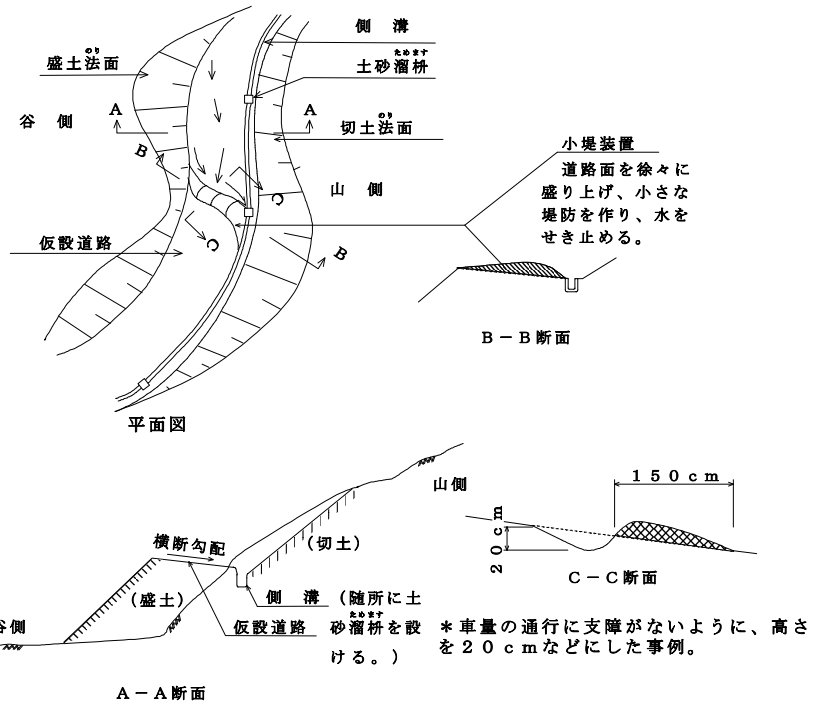
策

装

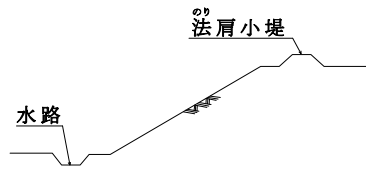
置

び濁水の流速低減を図ること。
(カ) 施工概念図は、次のとおりである。

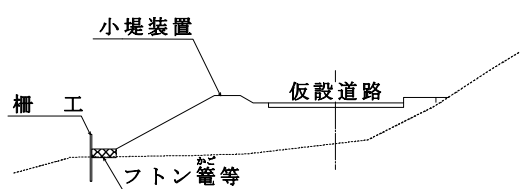
(道路工における施工概念図)



(法面工における施工概念図)



(法肩小堤の施工概念図)



(ア) 装置は、十分な地形調査等に基づき、現場の状況変化に対応して、濁水が発生区域から最も効果的に流出抑制されつつ承水、集水されて、最終沈殿装置まで誘導されるように、その位置や構造を決定すること。

(イ) 装置の通水能力は、2年確率降雨強度により算定すること。ただし、当該装置を長期的に設置し、周囲の状況等により越流のおそれがある場合などは、通水能力に十分な余裕を持たせること。

(ウ) 装置は、素掘りを基本とする。

(エ) 集水路等との取付部、水路相互の合流部、水路の曲線部、急流部の変曲点などは、流速減勢に配慮すること。

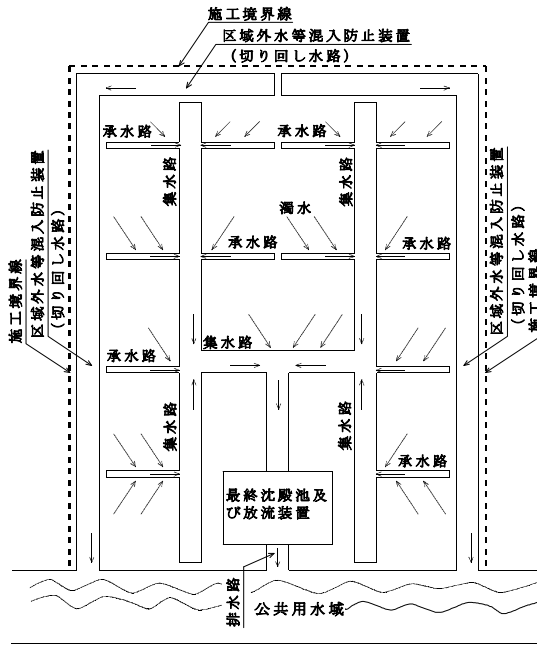
(ア) 土工事区域を対象とする。

(イ) 装置は、必要に応じてシート被覆等により、流水による侵食防止のための配慮をすること。

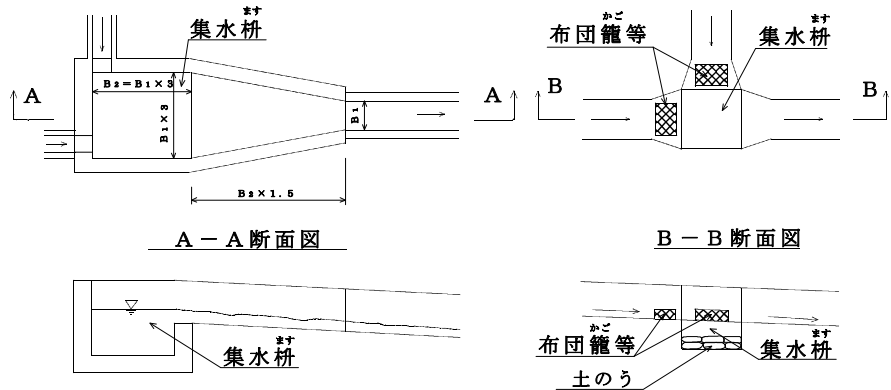
(ウ) 施工概念図は、次のとおりである。

イ 水路（承水路、集水路等）装置

(施工概念図)



(流速減勢の施工概念図)



* この概念図は施工の事例を概念的に示したものであり、現場においてはこの図を参考に、効果的な流速減勢を工夫を加えて実施するものとする。

ウ 柵及び籠装置

(ア) 装置の材料には、濁度軽減効果のある素材などを利用するものとする。
 (イ) その他柵及び籠装置については、土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等による。

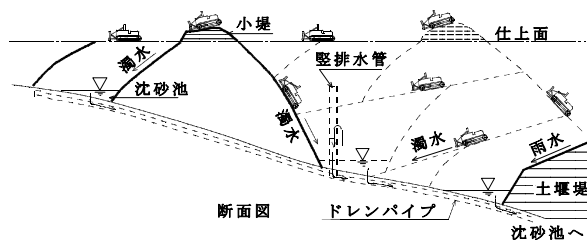
表土保全装置及び仮表土保全装置の補助装置として、又は法尻、沢部若しくは工区境において工事起因して水抜け、浸食及び崩壊のおそれがある場合等防止対策の補強が必要な箇所に用いる。

エ 逆押し盛土装置

(ア) 装置は、下流側に堰堤を先行して築造する盛土工法によるものとし、堰堤築造後の盛土面の整地は、上流側に排水こう配をとって行うこと。
 (イ) 堰堤に貯留した濁水は、縦排水管及び暗渠排水管で排水することを基本とする。

(ア) 当該装置と同様の効果が期待できる場合は、順押し盛土工によることもできるものとする。
 (イ) 施工概念図は、次のとおりである。

(施工概念図)



② 区 域 外 水 等 混 入 防 止 装 置	切り回し水路装置	<p>(ア) 装置は、原則として、清水の排水路として、最終沈殿池を経ずに直接工事区域外へ放流連結するものとする。</p> <p>(イ) その他切り回し水路装置については、①の水路装置の基準等を参照のこと。</p>	<p>(ア) 工事区域外からの雨水等の流入が予想される工事区域周辺部内側に設置する。</p> <p>(イ) 工事区域内の湧水についても、当該装置により工事区域外に放流すること。</p> <p>(ウ) 表土保全装置を施した区域（ただし、播種による緑化の場合は、緑被植物が十分生育することなどによって、赤土等の流出のおそれがないことが明かな区域に限る。）からの流出水については、当該装置に直接放流することができるものとする。</p> <p>(エ) 地形的理由等により、当該装置を設置することが著しく困難なときは、小堤装置等で置き換えることができる。</p> <p>(オ) 施工概念図は、次のとおりである。</p>
		<p>(施工概念図)</p>	
③	締切畦畔等装置 締切畦畔等装置	<p>(ア) 装置の形状は、高さ30cm以上、幅30cm以上、法面こう配1：1の土造りを標準とするものとする。</p> <p>(イ) 耕区等の周縁に設置すること。</p>	<p>(ア) 農地整備事業の圃場区域、小規模造成仮設地等を対象とする。</p> <p>(イ) 流水による洗掘を防止するために、十分締め固めた後に、表面を種子吹付け、植生等により緑化すること。</p>
(3) 濁 水 最 終 処 理 対 策	① 最終沈殿及び放流装置	<p>(ア) 現場の地形、集水状況、排水系統等を調査検討の上、最も合理的な位置に設置すること。</p> <p>(イ) 原則として素掘りの簡易な構造とすること。</p> <p>(ウ) 凝集剤等の薬剤を併用するときは、信頼性のある試験研究機関によって安全性が確認されたものを用いるとともに、その使用についても標準仕様等により環境に悪影響を与えないようにすること。</p> <p>(エ) その他最終沈殿及び放流装置の基準については、土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等によるものとする。</p>	<p>(ア) 沈殿池周辺は、必要に応じて、堆積土砂の除去等が容易に行えるように配慮すること。</p> <p>(イ) 凝集剤等を使った強制沈殿又は自然的若しくは人工的素材を用いたろ過装置による場合は、それぞれの仕様書等によるものとする。</p>
	② 濁水拡散防止装置	<p>(ア) 装置は、現場条件に適した構造とし、周辺に汚濁拡散のおそれがある場合は汚濁防止膜等を併用すること。</p>	<p>(ア) 河川、港湾等の水中又は水際での工事を対象とする。</p> <p>(イ) 装置に汚濁防止膜工装置を併設した場合には、</p>

策 装 置	拡 散 防 止 装 置	(イ) その他濁水拡散防止装置の基準については、 土木工事共通仕様書、農林工事標準仕様書等 によるものとする。	装置の撤去に当っては、当該装置を撤去した後に 汚濁防止膜工装置を撤去すること。
-------------	----------------------------	---	--

別紙第 1

浮遊物質量測定記録表

- 1 事業名
- 2 測定者氏名
- 3 年月日
- 4 天気
- 5 測定方法
- 6 測定結果

測定場所	測定時刻	浮遊物質量 濁度、透視度（単位）	最終沈澱池及び放流装置の状況
地点略図			摘 要
赤土等流出防止管理者		氏名	印

別紙第3

沖縄県知事 殿

非常時の措置報告について

標記について、赤土等流出防止施設管理基準（7）に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 事業名
- 2 所在地
- 3 赤土等流出防止対策責任者氏名 印
赤土等流出防止管理者氏名 印
- 4 災害による施設の破損等の年月日
- 5 破損等の状況及び原因等
- 6 講じた非常措置の概要
- 7 措置の結果
- 8 添付書類 有、無
(1) 浮遊物質測定記録表（別紙第1）及び見回り点検表（別紙第2）の写し
(2) その他関係資料
- 9 場内及び破損箇所略図

10. 備考

第1号様式（第6条関係）

事業行為届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
印
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業名			
事業現場の所在地			
事業現場の面積			
事業行為内容		事業概要	
		土壌の種類	
		土地の形状	
赤土等流出防止対策責任者		住所	
		氏名	
赤土等流出防止施設			
赤土等流出防止施設の管理方法			
事業行為	開始予定年月日	年	月 日
	終了予定年月日	年	月 日
工事施行者		住所	
		氏名	
工事施行者が選任する 赤土等流出防止管理者		住所	
		氏名	
		受理年月日	受理番号

第2号様式（第6条関係）

工程表及び裸地率調書

工種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
伐開工												
除根工												
土工事												
法面整形												
排水工事												
植栽工事												
a 切盛面積(千㎡)												
b 改変済面積(aの累計)												
c 緑化等表土保全装置措置済面積(累計)												
d 裸地面積 = b - c												
裸地率① (%)												
裸地率② (%)												

(注) 裸地率①は (裸地面積/改変済面積) × 100、裸地率②は (裸地面積/事業予定地面積) × 100である。

第3号様式（第7条関係）

事業現場の面積等変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事 業 名			
事業現場の所在地			
事業の変更前届け出月日			
変	事業現場の面積	変更前	
		変更後	
更	事業行為の内容	変更前	
		変更後	
事	赤土等流出防止施設の構造、配置等	変更前	
		変更後	
項	赤土等流出防止施設等の管理等の方法	変更前	
		変更後	
変更の理由			
		受理年月日	受理番号

注：該当する変更欄のみ記入のこと。

第4号様式（第8条関係）

氏名変更等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事 業 名				
事業現場の所在地				
事業の変更前届け出月日				
変	住所又は氏名 (法人の場合は所在地、 名称、代表者の氏名)	住	変更前	
		所	変更後	
		氏	変更前	
		名	変更後	
更	事業名	変 更 前		
		変 更 後		
事	赤土等流出防止対策責任者 等その他の事項 事項名：	変 更 前		
		変 更 後		
		変 更 前		
		変 更 後		
項	変更の理由			
		受理年月日		受理番号

第5号様式（第12条関係）

地位承継届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

承 継 者

住 所

氏 名 印
 （法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名）

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第13条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事 業 名	
事業現場の所在地	
事業行為の届け出月日	年 月 日
被承継者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者の氏名）	
地位を承継した年月日	
届 出 の 根 拠	第13条第1項の届出 沖縄県赤土等流出防止条例 第13条第2項の届出
承継を証する 添 付 書 類	<input type="radio"/> 戸 籍 謄 本（法人は法人登記簿謄本 承継の経過） <input type="radio"/> その他
そ の 他	

第6号様式（第13条第2項関係）

事業行為の廃止（中止）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名 印
(法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名)

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第15条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事 業 名			
事業現場の所在地			
事業行為の届け出月日			
事業の廃止（中止）の理由			
赤土等流出防止のために講ずる措置の概要			
	受理年月日		受理番号

*添付書類

- (1) 事業廃止（中止）時の裸地残存状況図
- (2) (1) に対する赤土等流出防止対策平面図
- (3) 赤土等流出防止施設に係る構造図、配置図等の設計書

第7号様式（第14条関係）

表

第	号
身分証明書	
写真	所属 職名 氏名
年 月 日生	
上記の者は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県 条例第36号）第20条第1項の規定により立入調査を行う 者であることを証明する。	
年 月 日発行	
沖縄県知事	印

↑
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

← 8. 2センチメートル →
裏

沖縄県赤土等流出防止条例（抜 す い）
第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第6条の規定による届出をした者、第6条の規定により届出をすべき者で同条に規定する届出をしないで事業行為を実施している者若しくはこれらの工事施行者に対し、赤土等流出防止対策状況の報告を求め、又は当該職員に、その者の事業現場若しくは事務所に立ち入り、赤土等流出防止施設、赤土等流出防止装置等を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（罰則）
第25条
3 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
（2）第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

参考様式（第9条国等関係）

事業行為通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名

印

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

事業名			
事業現場の所在地			
事業現場の面積			
事業行為内容	事業概要		
	土壌の種類		
	土地の形状		
赤土等流出防止対策責任者	住所		
	氏名	TEL	
赤土等流出防止対策担当者	氏名		
赤土等流出防止施設			
赤土等流出防止施設の管理方法			
事業行為	開始予定年月日	年 月 日	
	終了予定年月日	年 月 日	
工事施行者	住所		
	氏名		
工事施行者が選任する 赤土等流出防止管理者	住所		
	氏名	TEL	
		受理年月日	受理番号

参考様式（第9条国等関係）

事業現場の面積等変更通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名

印

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

事 業 名			
事業現場の所在地			
事業の変更前通知年月日			
変	事業現場の面積	変更前	
		変更後	
更	事業行為の内容	変更前	
		変更後	
事	赤土等流出防止施設の構造、配置等	変更前	
		変更後	
項	赤土等流出防止施設等の管理等の方法	変更前	
		変更後	
項	変更の理由		
		受理年月日	
		受理番号	

参考様式（第9条国等関係）

氏名変更等通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名

印

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

事 業 名				
事業現場の所在地				
事業の変更前通知年月日				
変	住所又は氏名 (法人の場合は所在地、 名称、代表者の氏名)	住	変更前	
		所	変更後	
		氏	変更前	
		名	変更後	
更	事 業 名	変 更 前		
		変 更 後		
事	赤土等流出防止対策責任者 等その他の事項 事項名：	変 更 前		
		変 更 後		
		変 更 前		
		変 更 後		
項	変 更 の 理 由			
		受理年月日		受理番号

参考様式（第9条地方公共団体等関係）

事業行為通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名

印

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第4項において準用する同条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

事業名			
事業現場の所在地			
事業現場の面積			
事業行為内容	事業概要		
	土壌の種類		
	土地の形状		
赤土等流出防止対策責任者	住所		
	氏名	TEL	
赤土等流出防止対策担当者	氏名		
赤土等流出防止施設			
赤土等流出防止施設の管理方法			
事業行為	開始予定年月日	年 月 日	
	終了予定年月日	年 月 日	
工事施行者	住所		
	氏名		
工事施行者が選任する 赤土等流出防止管理者	住所		
	氏名	TEL	
		受理年月日	受理番号

参考様式（第9条地方公共団体等関係）

事業現場の面積等変更通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名

印

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第4項において準用する同条例第9条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

事業名			
事業現場の所在地			
事業の変更前通知年月日			
変	事業現場の面積	変更前	
		変更後	
更	事業行為の内容	変更前	
		変更後	
事	赤土等流出防止施設の構造、配置等	変更前	
		変更後	
項	赤土等流出防止施設等の管理等の方法	変更前	
		変更後	
項	変更の理由		
		受理年月日	受理番号

参考様式（第9条地方公共団体等関係）

氏名変更等通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名

印

沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）第9条第4項において準用する同条例第9条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

事 業 名				
事業現場の所在地				
事業の変更前通知年月日				
変	住所又は氏名 (法人の場合は所在地、 名称、代表者の氏名)	住	変更前	
		所	変更後	
		氏	変更前	
		名	変更後	
更	事 業 名	変 更 前		
		変 更 後		
事	赤土等流出防止対策責任者 等その他の事項 事項名：	変 更 前		
		変 更 後		
		変 更 前		
		変 更 後		
項	変 更 の 理 由			
		受理年月日		受理番号